

# Weekly Report

第305号  
平成27年3月23日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 4月から変わる自動車関連税制

来月から、軽自動車税の引揚げや、エコカー減税の基準が厳格化されます。

### ◆自動車の所有すると課せられる税金は

自動車の購入・保有に課せられる税金には、自動車取得税、自動車重量税、自動車税、軽自動車税があります。

◎自動車取得税・・・自動車を取得した際に課せられ、自家用車の場合は原則、取得価額×3%（軽自動車税2%）が課せられます。ただし、取得価格が50万円以下の場合には課税されません。なお、消費税10%引き上げ時に廃

される予定です。

◎自動車重量税・・・重量税は自動車の重量に対して応じて課せられる税金で、新車に購入時や車検時に納付します。

◎自動車税と軽自動車税・・・毎年4月1日現在の所有者に1年分（自動車税については、年度の途中で新規登録や廃車した場合、月割り）が課税されます。

### ◆4月から変わる軽自動車税やエコカー減税

昨年度の税制改正により、軽自動車税は今年4

月以降に購入した新車から税額が引き上げられ、自家用車の場合には、年1万800円（現行7200円）約1.5倍の税額になります（貨物車、営業用車は約1.25倍）。

ただし、27年度税制改正により、燃費性能に応じて減税する措置が軽自動車税にも設けられ予定です（減税は新車購入の翌年度限り）。なお、二輪車等については税率引上げの適用開始を1年間延期することになっています。

また、取得税や重量税に対するエコカー減税についても、減免税車の対象範囲が見直され、4月以降は適用される環境基準が厳しくなる予定です。

## 改正パートタイム労働法のポイント

パートタイム労働法が改正され、4月から施行されます。

これに伴い、正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大され、①職務内容が正社員と同一、②人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一、に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されま

す。

また、パートタイム労働者を雇った場合や契約更新をした場合、賃金制度や福利厚生、正社員転換制度などについて、事業主は分かりやすく説明しなければならないこととなりました。

## 27年度から適用される労働保険率等

労働保険率は、業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改正されています。

これにより、27年4月から適用される労災保険率は、全54業種平均0.1/1000引下げられ、4.7/1000となります（引下げとなるのが23業種、引上げとなるのが8業種）

また、一人親方など4の特別加入に係る第2種特別加入保険率や、請負による建設の事業に係る労働比率などの改定も行われます。